

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ツ)第382号
平成30年(行ヒ)第442号
決定日 平成31年4月25日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成30年(行コ)第111号(平成30年8月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成31年4月25日

最高裁判所第一小法廷

別紙

当事者目録

上告人兼申立人 大阪市
被上告人兼相手方 国
処分行政庁 中央労働委員会
同補助参加人 Z1労働組合
同補助参加人 Z2労働組合
同補助参加人 Z3労働組合
同補助参加人 Z4労働組合